第２回金融モニタリング有識者会議資料

平成28年９月30日
金融庁

目　　次

Ⅰ．　金融行政のアプローチ

１．　金融行政の役割と限界　・・・　３

２．　検査・監督のアプローチ　・・・　４

３．　多様なステークホルダーとの対話　・・・　５

４．　これまでの主な取組み　・・・　６

Ⅱ．　最近の主な取組み

１．多様なステークホルダーとの対話

（1）金融行政方針 ／ 金融レポート　・・・　９

（2）金融行政モニター　・・・　10

２．金融仲介機能の発揮

（1）事業性評価　・・・　11

（2）企業ヒアリング　・・・　13

（3）地域銀行の貸出業務の収益分析　・・・　15

（4）金融仲介機能のベンチマーク　・・・　16

３．活力ある資本市場と安定的な資産形成

（1）スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コード　・・・　19

（2）国民の安定的な資産形成とフィデューシャリー・デューティー　・・・　21

Ⅰ．金融行政のアプローチ

１．　金融行政の役割と限界

２．　検査・監督のアプローチ

３．　多様なステークホルダーとの対話

４．　これまでの主な取組み

1. 金融行政の役割と限界

○ 金融行政の目標が実現されるためには、「市場の失敗」・「経済主体の失敗」と「当局の失敗」の総計をできるだけ小さくし、市場の機能を最大限発揮させることが望ましいのではないか。

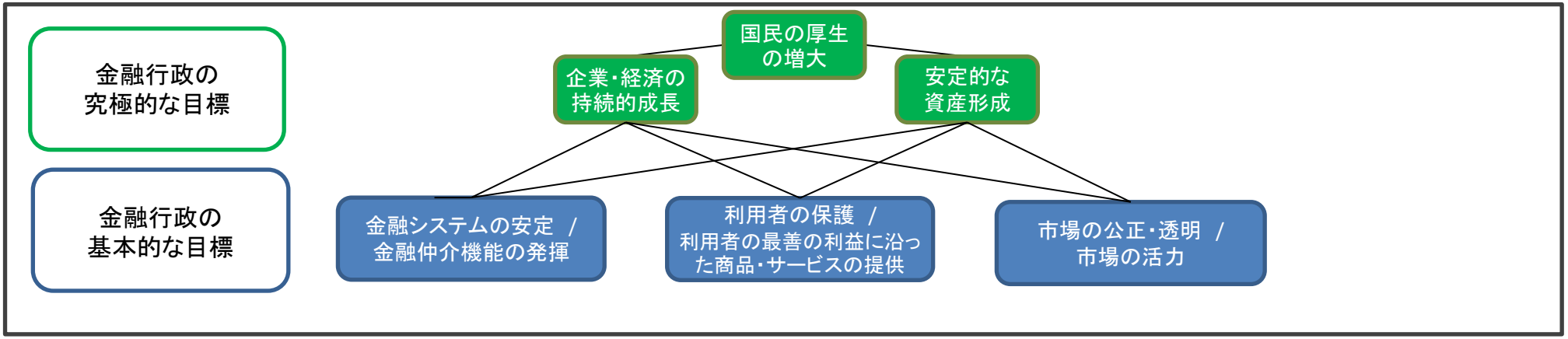

「市場の失敗」

(主な例)

- **外部不経済**
  - 金融機関の行動に、それが金融システム全体に及ぼす影響が織り込まれていない
- **情報の非対称性**
  - 金融機関と顧客等との間に情報格差が存在
- **囚人のジレンマ**
  - 自行だけの経営戦略の変更では経営改善が達成できず、悪い均衡から脱することができない

「経済主体の失敗」

(主な例)

- **個人の限定合理性**
- **エージェンシー問題**

目標・課題に応じた
アプローチの
組み合わせ

「当局の失敗」

(主な例)

- **過剰規制・過剰介入**
  - 市場をむしろ歪ませる
  - 金融機関の創意工夫を制約
- **過剰な裁量**
  - 予見可能性・透明性を損なう
- **誤った判断の押し付け、タイミングの遅れ**
  - 情報力・能力の限界
- **エージェンシー問題**
  - 所掌事務範囲での部分最適化
- **コンプライアンスコストの増大**

2. 検査・監督のアプローチ

○ 検査・監督のアプローチは、金融行政の目標の達成のために、特性の異なるアプローチを適切に組み合わせることが必要ではないか。また、それぞれのアプローチに内在するリスクへの対応が必要ではないか。

検査・監督のアプローチ	**共通の最低基準の遵守状況のチェック** (例) ・ 自己資本規制比率 ・ 資産査定 ・ コンプライアンス検査	**個別の状況に応じた動的な監督** (例) ・ 第2の柱 ・ ストレステスト	**ベストプラクティスに向けた対話** (例)・ 対話のためのツール（ベンチマーク、企業ヒアリング、事業性評価など） ・ 当局による分析・情報発信 ・ 金融機関によるディスクロージャー ・ コード、プリンシプル
特性	・共通の基準の適用 ・当局は必要に応じ権限を行使		・多様性の重視 ・当局は蓄積された知見を活用して金融機関の創意工夫を促進
内在するリスク	・過剰規制のリスク ・形式・過去・部分への集中が発生するリスク		・過剰裁量のリスク ・権限の行使と誤認されるリスク
検討すべき課題	• チェックのための手法を、実質・未来・全体に視点を広げて使う工夫が必要	• 「動的な監督」を実効的に進めるための手法の開発が必要	• 当局の権限行使との区別の明確化 • 課題に応じた手法の開発が必要

3. 多様なステークホルダーとの対話

○ 以下の点を実現し、より質の高い金融行政を実現していくには、金融機関だけでなく、金融サービスの多様なステークホルダーとの対話が必要ではないか。

① **究極的な目標に沿った行政の最適化**: 金融システムの安定/金融仲介機能の発揮などの金融行政の基本的な目標を企業・経済の持続的成長や安定的な資産形成といった究極的な目標に沿った形で実現する。

② **判断・タイミングの的確性の向上**: 金融庁の問題認識の公表と多様なステークホルダーの情報・意見の積極的な活用との間の好循環を実現し、金融庁の判断・タイミングの的確性を向上する。

③ **顧客目線の浸透**: 金融機関が自らと顧客との関係を軸にした経営を進めることを促すためには、金融庁が顧客の立場にたって金融機関の行動を評価できる必要。

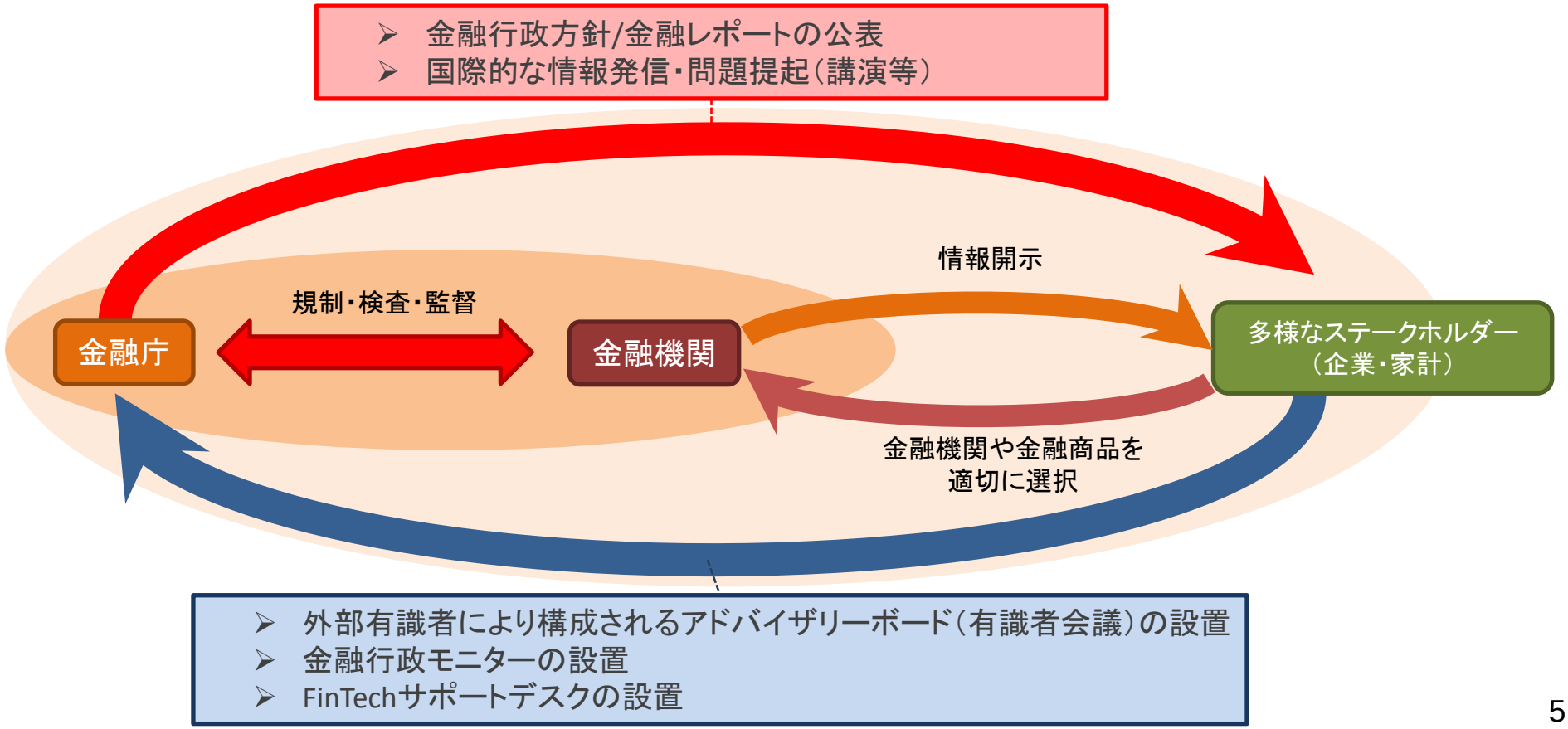

4. これまでの主な取組み

平成10年　金融監督庁発足時の長官発言

平成11年　金融検査マニュアル策定

平成12年　金融庁発足時の長官談話

平成14年　金融再生プログラム策定

－「主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下」と目標設定

⇒ 平成15年　リレーションシップバンキングの機能強化に関する
アクションプログラム策定

⇒ 平成16年　監督指針策定

平成17年　金融検査評定制度創設

平成19年　金融商品取引法施行

ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）への取組み

⇒ 平成20年　金融サービス業におけるプリンシプルの公表

平成21年　中小企業等に対する金融円滑化のための総合的なパッケージの公表

平成25年　金融モニタリング基本方針の策定

－小口の資産査定については金融機関の判断を極力尊重
－オンサイトとオフサイトが一体となった新しい金融モニタリング
－事業性評価モニタリングの開始

⇒ 平成26年　金融モニタリングレポートの公表

平成26年　スチュワードシップ・コードの策定

平成27年　コーポレートガバナンス・コードの策定

金融行政方針の策定

⇒ 金融行政モニターの設置

⇒ 平成28年　金融レポートの公表

有識者会議の設置

－スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議
－会計監査の在り方に関する懇談会
－金融仲介の改善に向けた検討会議

FinTechサポートデスクの設置

平成28年　金融審議会においてフィデューシャリー・デューティーの議論開始

金融仲介機能のベンチマーク公表

有識者会議の設置

－フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議
－決済高度化官民推進会議
－監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会
－金融モニタリング有識者会議

Ⅱ．最近の主な取組み

１．多様なステークホルダーとの対話
　（1）金融行政方針 ／ 金融レポート
　（2）金融行政モニター
２．金融仲介機能の発揮
　（1）事業性評価
　（2）企業ヒアリング
　（3）地域銀行の貸出業務の収益分析
　（4）金融仲介機能のベンチマーク
３．活力ある資本市場と安定的な資産形成
　（1）スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コード
　（2）国民の安定的な資産形成とフィデューシャリー・デューティー

1-(1). 金融行政方針 / 金融レポート

25事務年度

金融モニタリング基本方針

Ⅰ. 金融システムを取り巻く経済金融情勢と金融行政の課題
Ⅱ. 金融モニタリングの見直しの方向性
Ⅲ. 金融モニタリングの枠組みと各業態に対する検証項目
1. 金融システムモニタリング(マクロプルーデンス)
2. SIFIs 及びその他の主要行等に対する金融モニタリング
3. 地域金融機関に対する金融モニタリング
4. 外国銀行に対する金融モニタリング
5. 保険会社に対する金融モニタリング
6. その他の金融機関等に対する金融モニタリングの枠組み
Ⅳ. 金融モニタリング手法の見直しと課題
1. 金融機関の将来にわたる収益構造の分析
2. 融資審査における事業性の重視
3. 小口の資産査定に関する金融機関の判断の尊重
4. 金融機関における「コンプラ(法令等遵守)疲れ」への対応
5. 内部監査等の重視
6. 海外の監督当局等との連携強化
7. 情報収集態勢の充実
8. 地域経済についての知見の拡充
9. 検査官の専門性向上(人材育成)
10. 金融機関の負担軽減と対話の充実
11. 震災復興への対応
Ⅴ. 金融検査に関する基本指針、金融検査マニュアル等の取扱い

金融モニタリングレポート

第Ⅰ章　金融システムの現状
1. 金融セクターを取り巻く経済・市場動向
2. 金融機関の対応
3. 預金取扱金融機関の経営動向
第Ⅱ章　業態別の金融モニタリングの概要
1. 3メガバンクグループ
2. 地域銀行
3. 外国銀行
4. 保険会社
第Ⅲ章　テーマ別の水平的レビューの概要
1. 経営管理
2. 反社会的勢力、マネー・ローンダリング(資金洗浄)への対応
3. 投資信託販売業務態勢
4. ITガバナンス
第Ⅳ章　当局としての取組み
1. 海外当局等との連携等
2. 当局における情報収集、活用
3. 検査官の専門性向上
4. 検査の質的向上に向けた取組み

26事務年度

金融モニタリング基本方針

Ⅰ. 今事務年度の監督・検査の基本的な考え方
1. デフレ脱却に向けた取組みと「好循環」の実現
2. 金融システム及び金融機関の健全性の維持
Ⅱ. 重点施策
1. 顧客ニーズに応える経営
2. 事業性評価に基づく融資等
3. 資産運用の高度化
4. マクロ・プルーデンス
5. 統合的リスク管理
6. ビジネスモデルの持続可能性と経営管理
7. 顧客の信頼・安心感の確保等
8. 東日本大震災からの復興の加速化
9. 公的金融と民間金融
Ⅲ. 具体的なモニタリングの取組み
1. オンサイト・オフサイトモニタリングの一体化
2. より良い業務運営に向けての建設的な対話の促進
3. 国際的な連携の強化
4. 関係者との対話の充実、情報収集の強化
Ⅳ. 主要行等に対する監督・検査
Ⅴ. 中小・地域金融機関に対する監督・検査
Ⅵ. 保険会社等に対する監督・検査
Ⅶ. 金融商品取引業者等に対する監督

金融モニタリングレポート

第Ⅰ章　金融システムの現状
1. 金融セクターを取り巻く経済・市場動向
2. 金融機関の対応
3. 預金取扱金融機関の経営動向
第Ⅱ章　業態別の金融モニタリングの概要
1. 主要行等
2. 地域銀行
3. 外国銀行等
4. 保険会社
5. 金融商品取引業者
第Ⅲ章　業務・リスクカテゴリー別の金融モニタリングの概要
1. 経営管理
2. 統合的リスク管理等
3. 市場業務等
4. 法令等遵守
5. システム
第Ⅳ章　その他の取組
1. 信用金庫・信用組合に対するモニタリング
2. モニタリング情報の一層の活用
3. 海外当局との連携等

27事務年度

金融行政方針

I.金融行政の目的
1.金融行政の目指すもの
2.金融・経済の環境変化への対応

II.金融行政の目指す姿・重点施策
1.活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現、市場の公正性・透明性の確保
2.金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保
3.顧客の信頼・安心感の確保
4.IT技術の進展による金融業・市場の変革への戦略的な対応
5.国際的な課題への戦略的な対応
6.その他の重点施策

III.金融庁の改革
1.金融庁のガバナンス
2.金融行政のあり方

金融レポート

I. 金融システムの現状
1.金融セクターを取り巻く経済・市場動向
2.金融機関の動向

II.金融行政の重点施策に関する進捗・評価
1.活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現、市場の公正性・透明性の確保
2.金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保
3.顧客の信頼・安心感の確保
4. IT技術の進展による金融業・市場の変革への戦略的な対応
5. 国際的な課題への戦略的な対応
6. その他の重点施策

III. 金融庁の改革
1. 金融庁のガバナンス
2. 金融行政のあり方

1-（2）．金融行政モニター　（2016年1月29日設置）

○　金融行政に対する外部からの意見や批判等を取り入れるため、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等を伺ってきたが、金融機関等からは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとの指摘もあった。

○　このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6名）が直接にご意見・ご提言・ご批判等を伺う「金融行政モニター受付窓口」を設置し、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しており、2016年1月29日より運用を開始した。

モニター委員　（敬称略）

井上　聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）
翁　百合	㈱日本総合研究所　副理事長
神田　秀樹	学習院大学法務研究科教授
永沢　裕美子	フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）事務局長
米山　高生	一橋大学大学院商学研究科教授
和仁　亮裕	弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

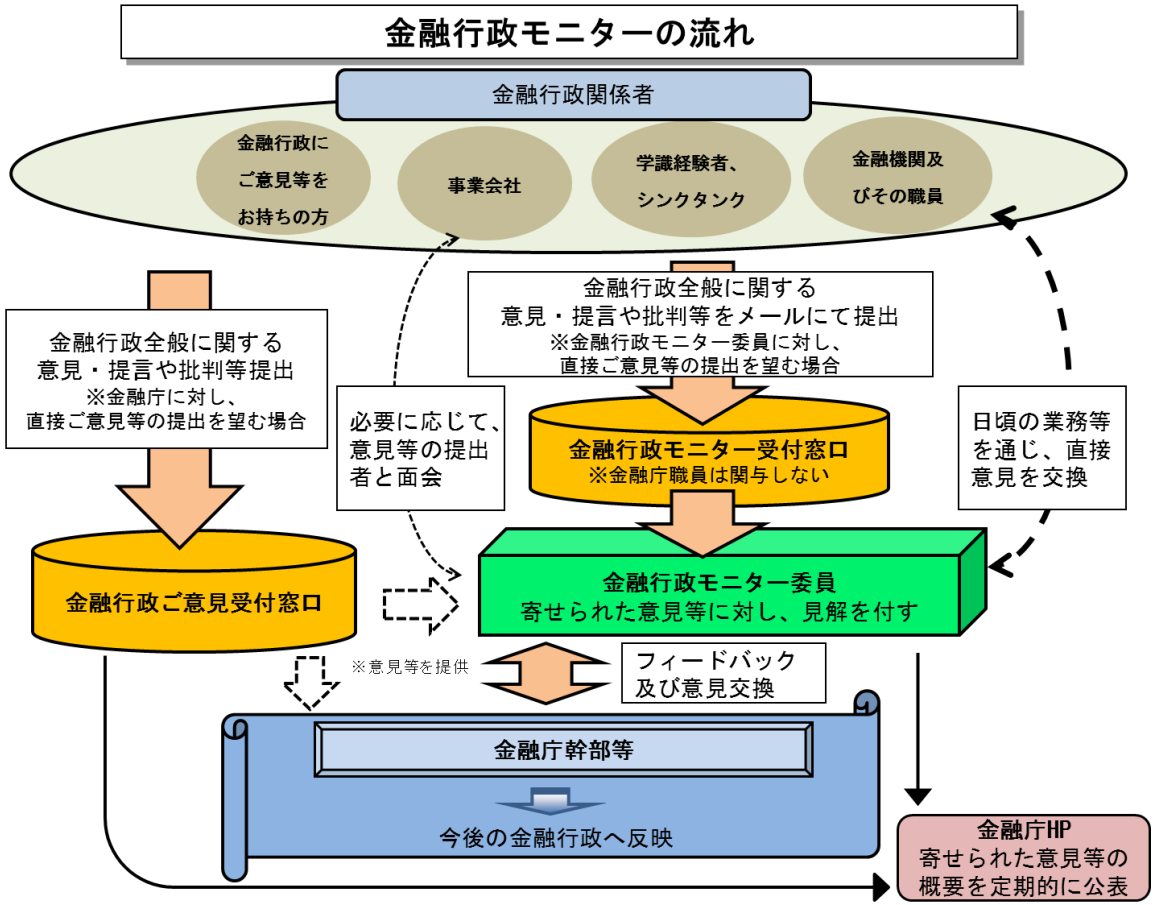

2-(1). 事業性評価

出典：金融庁「金融モニタリング基本方針」(2014年9月)
「金融行政方針」(2015年9月)

事業性評価モニタリングの経緯

○ 資産査定中心の健全性評価の見直し。

○ 事業性評価に基づく、担保・保証に必要以上に依存しない融資の促進に向けた取組みを実施。

《従前の検査手法》

資産査定中心の健全性評価

立入検査(オンサイト・モニタリング)における個別の資産査定を中心に金融機関の健全性を評価

金融機関の融資は、企業の財務データ、担保・保証に必要以上に依存する傾向

金融機関全体のリスク分析に基づく健全性評価

①資産査定における金融機関の判断の尊重

○ 25事務年度は、小口の資産査定について、金融機関の判断を極力尊重。

○ 26事務年度以降は、金融機関の健全性に影響を及ぼす大口与信以外の資産査定について、原則として金融機関の判断を尊重。

(金融モニタリング基本方針に明記)

借り手の事業内容等の適切な評価に基づく融資の促進

②事業性評価に基づく融資の促進

○ 25事務年度は、地域銀行が取引先企業の事業を適切に評価できているかについて個別事例に基づき銀行と議論。

○ 26事務年度以降は、地域銀行が事業を適切に評価し、企業の活性化にいかに取り組んでいるかを検証し、銀行側の態勢の拡充を促進。

事業性評価に基づく取組事例等

○ 25事務年度のモニタリング

- 銀行は、① 事業環境が変化する中で、企業にとって真に有益なアドバイスや、② 企業の適切な戦略に適った融資を行うことが期待される。その面での取組みを銀行と議論。

（確認された事例）
（地域によっては）スーパーなどの小売業は、事業規模の拡大が収益率の向上に必ずしもつながらない。営業効率を踏まえない売上追求や営業エリアの拡大よりも、各店舗の採算管理が重要。

［銀行との議論によって共有した提案の方向性］
営業エリア拡大のための融資よりも、エリア戦略の転換や販売商品の絞込みといった事業再構築の提案とそれに伴う資金ニーズへの対応。

○ 26事務年度のモニタリング

- 企業の事業内容や成長可能性などの適切な評価を踏まえた解決策の検討・提案、実行支援をどのように行っているかについて議論。

（銀行全体として組織的に取り組んでいる好事例）
数値目標の達成度ではなく、営業の実行プロセスに主眼を置いて、営業店の業績評価を行う仕組みを構築した事例。

従来の数値目標が、営業姿勢を短期的な成果追求の方向に傾斜させ、必ずしも顧客の側に立った営業、顧客を理解することにつながっていないと自己分析。
一部営業店で、よりプロセス（営業店の担当者が顧客の事業を理解し、顧客の課題を見つけて適切な解決策を提案しているかといった点）を重視して評価するようにしたところ、結果として数値目標も達成。こうした成果を踏まえ、この取組を全営業店に拡大。

2-(2). 企業ヒアリング

出典：金融庁「金融レポート」（2016年９月）

○　平成27事務年度においては、地域金融機関が、企業側からどのように評価されているのかを把握するため、約3,200社の企業を対象に、面談によるヒアリングや書面によるアンケート調査を実施。

【結果概要】

✓ 企業は、「融資の金利条件」以上に、「自社や自社の事業への理解」、「長年の付合いによる信頼関係」を求めている等、企業に寄り添う姿勢を重視する傾向にある。

企業がメインバンクに求めるもの

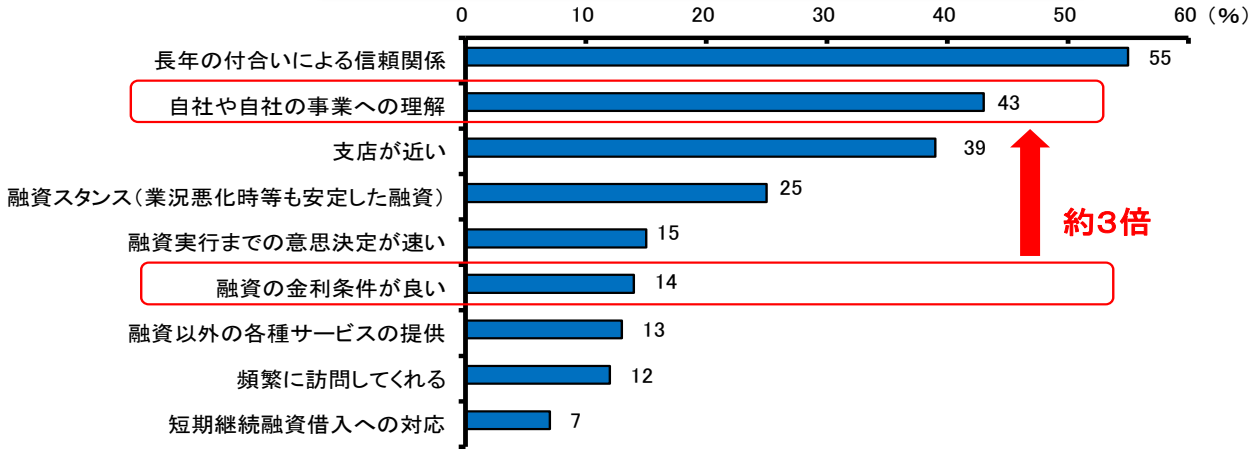

✓ 金融機関に対して「経営上の課題や悩み」を全く相談していない企業が一定数存在し、小規模企業ほどその割合は高くなっている。

金融機関への相談状況（規模別）

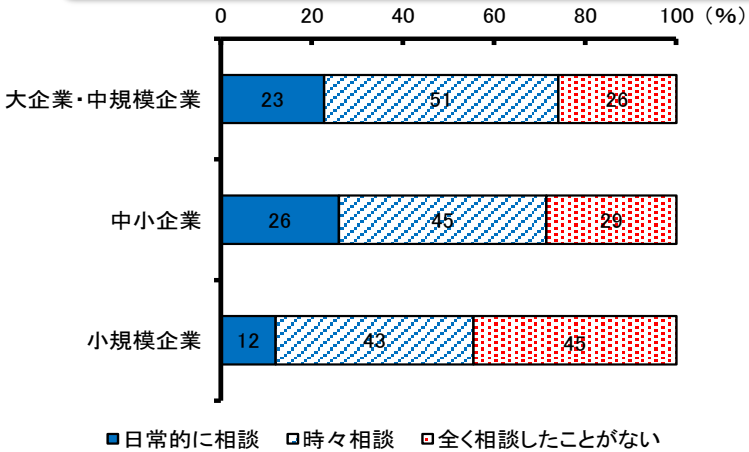

- ✓ 企業が「提供して欲しい情報」と金融機関から実際に「提供を受けている情報」との間には、ギャップが存在している。企業は「自社及び取引先の業界動向」等、自社の事業に直結する情報を求めているが、金融機関は「経済・金融・国際情勢」等の一般的な情報や、「金融商品に関する情報」等の供給側の都合による情報を提供する傾向がある。

企業が提供して欲しい情報と実際に提供を受けている情報とのギャップ

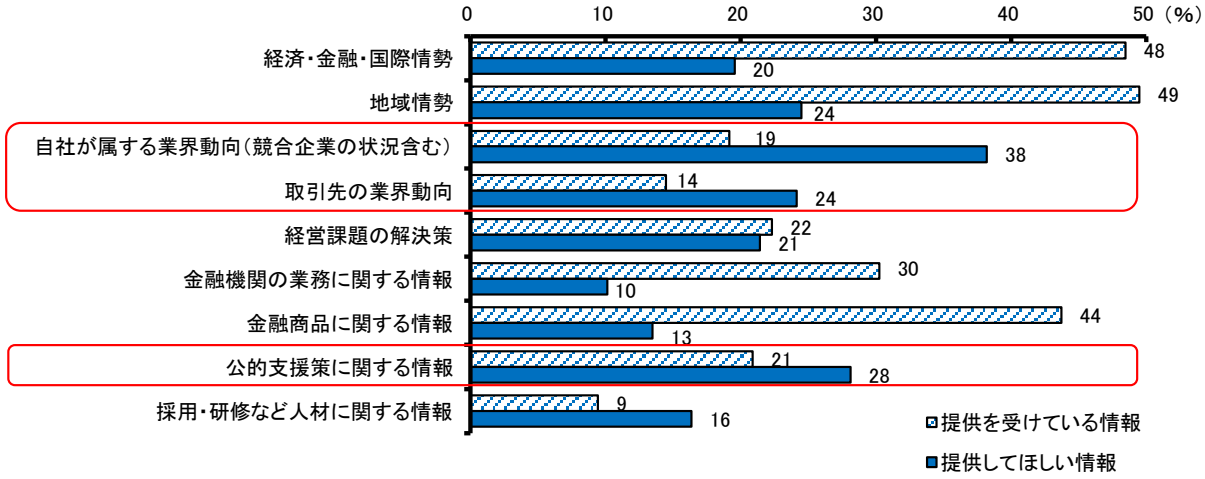

- ✓ メインバンクと相談して支援を受けたことがあると回答した企業の約8割が、「財務内容の改善」等、何らかの効果があったと回答している。
- ✓ なお、債務者区分上位では「売上の増加」、「利益の増加」等の成長支援に効果があり、債務者区分下位では「財務内容の改善」、「事業の継続」等の経営支援に効果があったと回答している。

金融機関による経営支援サービスによる貢献度

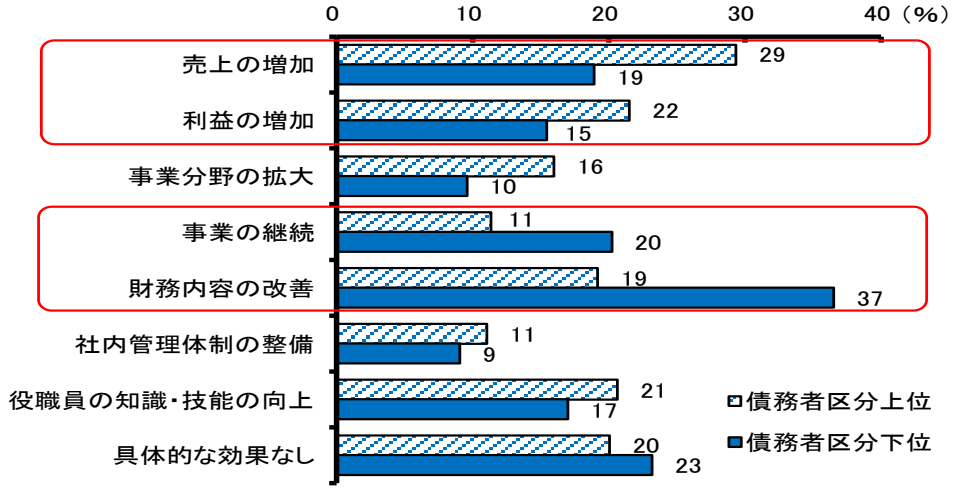

2-(3). 地域銀行の貸出業務の収益分析

出典：金融庁「金融レポート」（2016年９月）

○　金利低下が継続する中、地域銀行全体として利鞘縮小を融資拡大でカバーできない状況であるが、貸出業務の収益性には地域銀行によってバラツキが見られる。

○　貸出金利回り低下幅が比較的緩やかな地域銀行について、過去の貸出先の動向を、平均的な地域銀行と比較・分析した結果、そうした銀行の中には、顧客企業の事業の内容をよく理解し、そのニーズに 応え、企業価値向上への貢献を通じて、収益を確保するビジネスモデルを構築している銀行が存在することを確認。

【2025年における顧客向けサービス業務（貸出・手数料ビジネス）の利益率の試算】

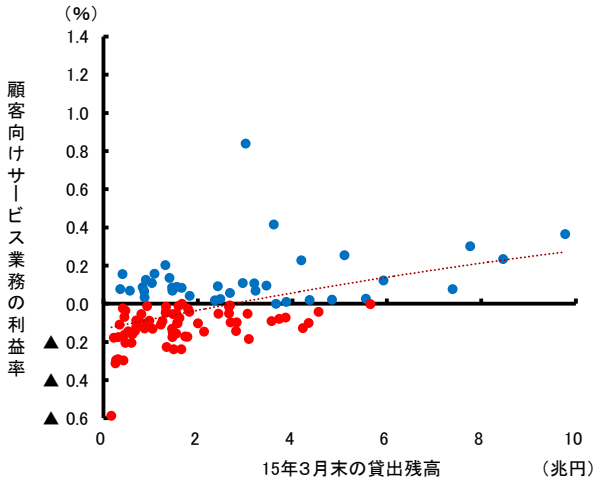

顧客向けサービス業務（貸出・手数料ビジネス）の利益率 ＝ 顧客向けサービス業務の利益 / 預金残高

（注）銀行の収益性は、顧客向けサービス業務以外にも、有価証券運用による収益も勘案する必要。

【地域銀行の貸出金利回りの推移】

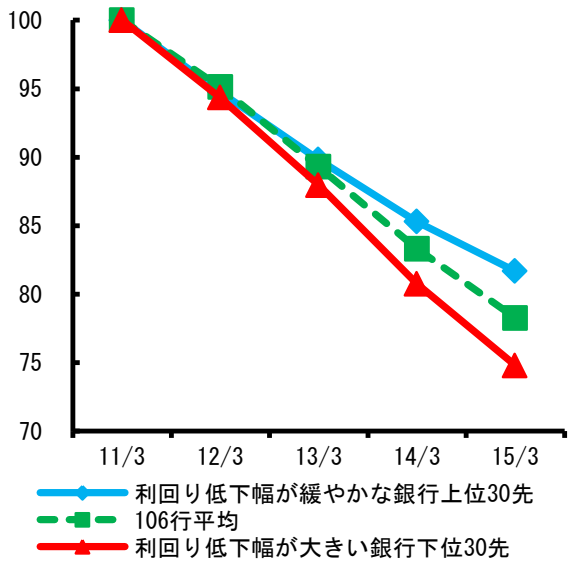

（注）11/3を100とした場合の指数

【貸出金利回りの低下幅が緩やかな地域銀行のビジネス行動】

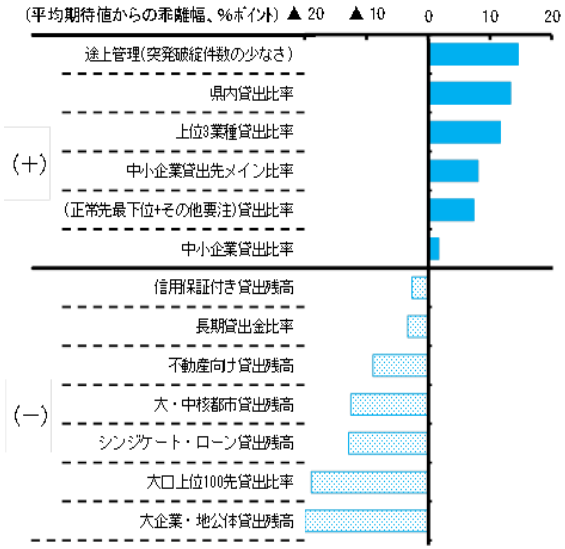

※　貸出金利回りの低下を抑え、貸出先の動向に特徴ある地域銀行は、組織的・継続的に顧客のニーズや課題に沿ったサービスの提供に努めつつ、相応の収益を確保

2-(4). 金融仲介機能のベンチマーク （平成28年９月15日策定・公表）

策定の趣旨・経緯

■ 多くの金融機関は、経営理念や事業戦略の中で、金融仲介機能を発揮し、取引先企業のニーズや課題に応じた融資やソリューション（解決策）の提供により、取引先企業の成長や地域経済の活性化等に貢献していく方針を掲げている。

■ 他方、企業からは、依然として、「金融機関は、相変わらず担保・保証に依存しているなど対応は変わっていない」との声。

昨事務年度に実施した企業ヒアリングによれば、多くの企業が、金融機関に対して、事業の理解に基づく融資や経営改善等に向けた支援を求めている。

■ モニタリングを通じて、企業から評価される金融機関は、取引先企業のニーズ・課題の把握や経営改善等の支援を組織的・継続的に実施することにより、自身の経営の安定にもつなげていることなどを確認。

■ 金融機関が、金融仲介の質を一層高めていくためには、自身の取組みの進捗状況や課題等について客観的に自己評価することが重要。

■ 金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標（「金融仲介機能のベンチマーク」）を策定・公表。

金融仲介機能のベンチマークの概要

共通ベンチマーク　＜5項目＞

項　目	具体例
取引先企業の経営改善や成長力の強化	● 経営指標の改善や就業者数の増加が見られた取引先数・融資額の推移
取引先企業の抜本的事業再生等による 生産性向上	● 貸付条件変更先の経営改善計画の進捗状況 ● 金融機関が関与した創業、第二創業の件数 ● ライフステージ別の与信先数・融資額
担保・保証依存の融資姿勢からの転換	● 事業性評価に基づく融資を行っている与信先数・融資額

選択ベンチマーク　＜50項目＞

項　目	具体例
地域企業とのリレーション	● 取引先数（うちメイン取引先数・地元の取引先数）の推移、担当者1人当たりの取引先数
担保・保証に過度に依存しない融資	● 事業性評価の結果等を提示して対話を行っている取引先数 ● 地元の中小企業向け融資のうち無担保融資先数
本業支援・企業のライフステージに応じた ソリューションの提供	● 事業再生支援で債権放棄等を行った先数及び実施金額 ● 創業支援、販路開拓支援、事業承継支援等の先数
経営人材支援	● 中小企業に対する経営人材等の紹介数
業務推進体制	● 中小企業向け融資や本業支援を担当する従業員数
支店・個人の業績評価	● 本業支援に関連する評価の支店・個人の業績評価に占める割合
外部専門家の活用	● 外部専門家を活用して本業支援を行った取引先数
収益管理態勢	● 事業性評価に基づく融資・本業支援に関する収益の実績・中期的見込み
ガバナンスの発揮	● 取引先の本業支援に関連する施策の達成状況や取組みの改善に関する 取締役会における検討頻度、社外役員への説明頻度

ベンチマークの活用

（1）自己点検・評価

全ての金融機関が金融仲介の取組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するために活用可能な「共通ベンチマーク」と、各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択できる「選択ベンチマーク」を提示。

これらに加え、金融機関が金融仲介の取組みを自己評価する上でより相応しい独自の指標がある場合には、その活用も歓迎。

（2）自主的開示

企業にとっては、自らのニーズや課題解決に応えてくれる金融機関を主体的に選択できるための十分な情報が提供されることが重要。

金融機関は、ベンチマークを用い、自身の金融仲介の取組みを積極的かつ具体的に開示し、企業との間の情報の非対称性の解消に努力。

（3）対話の実施

監督当局は、各金融機関における取組みの進捗状況や課題等について、それぞれの金融機関が金融仲介の質を高めていけるような、効果的な対話を行っていく。

3-（1）. スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コード

スチュワードシップ・コードの概要 （平成26年２月26日策定・公表）

・**機関投資家**が、投資先企業との「**建設的な対話**」を通じて、**企業の持続的成長**と**顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大**という責任を果たすための行動原則。

コーポレートガバナンス・コードの概要 （平成27年６月１日適用開始）

・成長戦略の一環として、健全な企業家精神の発揮を促すとともに、**株主はもとより、幅広い「ステークホルダーとの適切な協働」**を通じた企業価値の向上を明記

・**中長期保有の株主**は、会社にとって重要なパートナーとなり得る存在であり、両者の間の**「建設的な対話」**を充実

⇒ **会社の持続的な成長**と**中長期的な企業価値の向上**を促し、ひいては**経済全体の発展**にも寄与

スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議 （平成27年８月７日設置）

・両コードの普及・定着状況をフォローアップするとともに、**上場企業のコーポレートガバナンスの更なる充実**に向けて必要な施策を議論・提言することを目的として、東京証券取引所とともに設置。

・**「会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取締役会のあり方」**等についての意見書を公表（平成28年2月18日）

「プリンシプルベース・アプローチ」と「コンプライ・オア・エクスプレイン」

スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの適用については、機関投資家や上場会社を取り巻く環境等によって様々に異なり得ることから、それぞれの機関投資家や上場会社において、各々の置かれた状況に応じて工夫すべき。

プリンシプルベース・アプローチ
（原則主義）

- 機関投資家/会社が取るべき行動について詳細に規定する「ルールベース・アプローチ」（細則主義）ではなく、機関投資家/会社が各々の置かれた状況に応じて実効的に責務を果たすことができる。

（スチュワードシップ・コード序文10項
コーポレートガバナンス・コード序文10項）

コンプライ・オア・エクスプレイン
（原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を説明するか）

- 自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考える原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明することにより、一部の原則を実施しないことも想定。

（スチュワードシップ・コード序文12項
コーポレートガバナンス・コード序文11項）

- 「ひな型」的な表現により表層的な説明に終始することは「コンプライ・オア・エクスプレイン」の趣旨に反するもの。

  各原則の文言・記載を表面的に捉え、その一部を実施していないことのみをもって、（中略）機械的に評価することは適切ではない。

（コーポレートガバナンス・コード序文12項）

金融審議会「市場ワーキング・グループ」について

麻生金融担当大臣による諮問 （平成28年4月19日　金融審議会総会）

金融庁設置法第7条第1項第1号により下記のとおり諮問する。

○　市場・取引所を巡る諸問題に関する検討

情報技術の進展その他の市場・取引所を取り巻く環境の変化を踏まえ、経済の持続的な成長及び家計の安定的な資産形成を支えるべく、日本の市場・取引所を巡る諸問題について、幅広く検討を行うこと。

開催状況

第1回会合（5月13日）　：『取引の高速化』
第2回会合（6月15日）　：『市場間競争と取引所外の取引』
第3回会合（7月6日）　：『国民の安定的な資産形成とフィデューシャリー・デューティー』
第4回会合（8月2日）　：『国民の安定的な資産形成とフィデューシャリー・デューティー②』
第5回会合（9月21日）　：『インデックス運用の位置付けとETF等の投資商品』

※今後については、上記のほか、『取引所の業務・自主規制機能』などをテーマに議論が行われる予定。

WG委員

平成 28 年7月6日現在

座長
神田 秀樹　学習院大学大学院法務研究科 教授

委員
※有田　浩之　ブラックロック・ジャパン株式会社代表取締役専務
池尾　和人　慶應義塾大学経済学部教授
※上田　亮子　株式会社日本投資環境研究所主任研究員
※上柳　敏郎　弁護士（東京駿河台法律事務所）
大崎　貞和　野村総合研究所主席研究員
※鹿毛　雄二　ブラックストーン・グループ・ジャパン株式会社特別顧問
加藤　貴仁　東京大学大学院法学政治学研究科准教授
神作　裕之　東京大学大学院法学政治学研究科教授
※神戸　孝　FPアソシエイツ＆コンサルティング株式会社代表取締役
※島田　知保　専門誌「投資信託事情」発行人兼編集長
※竹川　美奈子　LIFE MAP, LLC代表
※佃　秀昭　エゴンゼンダー株式会社代表取締役社長
黒沼　悦郎　早稲田大学大学院法務研究科教授
永沢　裕美子　Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長
※濱口　大輔　企業年金連合会運用執行理事
林田　晃雄　読売新聞東京本社論説副委員長
福田　慎一　東京大学大学院経済学研究科教授
宮本　勝弘　新日鐵住金株式会社常務執行役員
※横山　邦男　日本郵便株式会社代表取締役社長

※テーマに応じてご出席頂く委員

国民の安定的な資産形成とフィデューシャリー・デューティー：今後の課題

■ 家計の安定的な資産形成と、経済の持続的な成長に資する、より良い資金の流れを実現していくためには、これまでの取組みを更に深化させ、インベストメント・チェーンに含まれる全ての金融機関等が、顧客のベスト・インタレストのために行動するとのプリンシプルを定着させていくことが課題となるのではないか。

＜金融審議会　市場ワーキング・グループにおける具体的な検討課題の例＞

国民の安定的な資産形成

- ◆ **国民の安定的な資産形成や経済の持続的成長に資する、より良い資金の流れを実現していくことの意義は何か。その実現のためには何が必要か。**

金融商品販売等

- ◆ **どのような金融商品・金融サービスがどのように提供されているか。**
- ◆ **金融商品の製造・販売等の担い手に関するわが国の構造的な特徴についてどのように捉えるか。**
- ◆ **商品販売等をめぐる利益相反関係や情報の非対称性等についてどう考えるか。**
- ◆ **顧客本位の業務運営のプリンシプル／ルールのあり方や、それらを定着させるための取組みについてどう考えるか。**